

四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第29号

四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和28年四日市市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(非常勤職員の勤務時間及び勤務条件) 第15条 非常勤職員の勤務時間及びその他の勤務条件については、その職務の性質等を考慮して、この条例によらず別に任命権者が定めることができる。	(非常勤職員又は臨時的若しくは期限付き任用職員)の勤務時間及び勤務条件) 第15条 非常勤職員又は臨時的若しくは期限付き任用職員の勤務時間及びその他の勤務条件については、その職務の性質等を考慮して、この条例によらず別に任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(総務部人事課)